

## 保育施設における薬の取扱いについて

日頃より保育施設運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。  
保育施設における薬の取扱いについては、下記のように致しますので、趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますよう、よろしくお願い致します。

### 記

#### 【保育施設での薬の取扱いについて】

- ・本来、乳幼児の薬は医師の指示に基づいて、保護者が与えるものとなっているため、保育施設では原則薬のお預かりはしておりません。薬を処方してもらう場合は、自宅のみでの服用になるように医師に相談してください。
- ・診察した医師が処方した薬（抗生物質等）で、日中の決まった時間に飲まなければならない、時間はずらせないと医師が判断したものについては、お預かりすることが可能です。預かりを依頼する場合は、【持参する薬について】をよくお読みください。
- ・熱性けいれんのほか、その他の病気でも症状が現れた時に使用する頓服薬や長期に服用が必要な薬については、診察した医師が記入した「与薬指示書」（医療機関が発行する、有料）の提出が必要です。預かりを依頼する場合は、事前にご相談ください。

#### 【持参する薬について】

- ・保育施設でお預かりできる薬は、診察した医師がその時の状況に合わせて処方したものに限り  
ます。
- ※以前に処方された薬や診察した医師以外が処方した薬、市販薬はお預かりできません。
- ・初回は保護者が与え、副作用が出ないか自宅でご確認いただきますようお願いいたします。
- ・薬は1回分ずつにわけて、当日分のみご用意ください。
- ・与薬事故防止のために袋や容器、包み等の一つ一つにお子さんのお名前を記載してください。
- ・保護者が所定の「薬の依頼票」にご記入いただき、薬剤情報提供書、または、お薬手帳の写し（いずれか必須）をあわせて保育施設に提出してください。

## 頓服薬や長期に服用が必要な薬の預かりについて

保育施設では、症状を判断して使用しなければならない薬や長期間服用する薬等はお預かりしていません。しかし、診察した医師が保育施設での使用も必要であると判断したものに限り、預かることが可能です。

保育施設での服用が必要な場合は、下記の内容をよくお読みいただいた上で依頼してください。

### 記

- ・頓服薬（熱性けいれんのほか、その他の病気でも症状が現れた時に使用する薬）、または、長期にわたって服用が見込まれ、保育時間中に必ず内服しなければならない薬の場合には、診察した医師が記入した「与薬指示書」を提出してください。
- ・頓服薬の場合は、診察した医師に「保育施設の職員が使用できるよう指示の目安を具体的に記入してほしい」旨を伝え、使用する目安を「与薬指示書」に具体的に記入していただくようお願いいたします。  
例：「37.5℃以上になったら、座薬の〇〇を1個使用する」、「全身のけいれんがみられたら、〇〇薬を口の中に入れる」、「咳が止まらなくなったら〇〇の薬を〇回吸入させる」等
- ・頓服薬を使用する場合は、その都度保護者に使用するためのご連絡をし、お迎えに来ていただきますのでご了承ください。
- ・食物アレルギー・アナフィラキシーで処方されている薬は「与薬指示書」ではなく、「保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をお願いいたします。
- ・「与薬指示書」を記入していただいた医師と薬を処方した医師が異なる場合は、同じ薬であってもお預かりできません。  
※複数の医師が在職している病院からの「与薬指示書」に関しては、同病院に在職している医師が処方したものであればお預かりいたします。
- ・「与薬指示書」は医療機関が発行するもので、有料となります。指示書にかかる費用は、保護者の方の負担となりますので予めご了承ください。

※塗り薬・点眼・点鼻薬など長期使用の薬の場合は、品質管理の点を鑑みて、毎日持ち帰り、翌日お持ちいただくこととなりますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

※「与薬指示書」が必要な方は園までお声がけをお願いします。